

AYLA HOUKAGO PARTNER

身体拘束適正化

～お子様の権利の保障～



子ども虐待の考え方

何人も児童を虐待してはならない

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

児童虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、子ども虐待の防止等に関する施策を推進する法律が整備されてきました。

児童虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図るよう努めることが求められています。また、児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、正当化されるものではないことは言うまでもありません。

児童虐待・障害者虐待の定義

身体的虐待

子どもの体に外傷が生じる又は生ずる恐れがある暴行を加える事。

性的虐待

児童に直接わいせつな行為をする又はさせる以外にも、見る、見せる等の広い行為が含まれる。

放棄・放置

児童の心身の正常な発達を妨げるような長時間の放置、放棄。著しい減食等。暴行、虐待行為の放置等。

心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

経済的虐待

本人の同意なしに、あるいは騙すなどして財産や賃金を勝手に使用したり本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する事。

虐待は犯罪！

虐待には色々な種類がありますが
身体的な虐待は傷害罪、性的虐待は強制わいせつ罪
心理的虐待は辱罪、すべて「犯罪行為」です
絶対にあってはならないという意識を全員が持ちましょう

私たちは利用者の権利を守る砦である

利用者のニーズ ベースの支援

個別支援計画は本人及び家族のニーズ、関心を踏まえて検討されること。

意思決定の支援

社会参加を通じて様々な経験を支援、生活の中での意思決定ができるよう代替コミュニケーション等表出へのサポート。

説明のできる支援

EBPとは、科学的根拠に基づく支援という意味であるが「利用者にとってのベストな支援を模索する為、現場で生じた疑問や悩みを放置せず他者の研究結果や知見から学ぼうとする姿勢」が大切である。

合理的配慮

障害特性に応じた、人も含めた環境の提供。



身体拘束適正化

身体拘束とは

本人の意思によらず行動制限や身体を自由を奪うこと

◆障害者自立支援法

第二十八条（身体拘束等の禁止）

療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、**利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。**

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

身体拘束の定義

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
4. 点滴、経管栄養等のチューブ類を抜かないように、四肢をひも等で縛る
5. 点滴、経管栄養等のチューブ類を抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

身体拘束は禁止

身体拘束は、当たり前ですがされると苦しいです
身体的に痛みや負担があるのも勿論ですし
精神的にも負担になるので
原則として身体拘束は行わない支援を

やむを得ず身体拘束を行う場合 絶対に守らなければならない事

緊急やむを得ないとはお子様や周囲の人の生命や身体の危険が伴う行為（自傷、他害等）であって、身体拘束を行う以外に手段がなく、拘束が一時的である事等が求められます。

非代替性

身体拘束を行う以外に手段がない

切迫性

本人や他児、職員等の生命、身体の危険が迫っていること

一時性

最低限、最小限の時間であること

リスクをどのように判断するか

身体拘束は、事前にそのやむを得ないシチュエーションについて十分検討し、他の手立てがないことや、拘束を講じたとしても利用者のQOLの低下にならないように配慮し、行動支援計画に落とし込む手続きが必要です。

環境要因 はどうか

問題行動は、環境との相互作用によって生じる。

真のニーズ はどうか

問題行動が顕在化したお子様は「行動を抑制する」ことが支援目標になりがち。

発生の アセスメント

問題行動はいつどんな時にどんなキッカケで発生しやすいか。

必ず事前の話し合いを 保護者の同意なしにはあり得ない

**身体拘束は「とっさに」行ってはいけなく、
切迫した状態は突然訪れる事もあります。**

なので組織単位で事前に話し合い、非代替性・切迫性が揃った時にやむを得ず身体拘束に該当するような支援を行う可能性について、事前に保護者とも協議し、個別支援計画に盛り込み別途同意も得なければなりません。

- **自傷、他害、異食、破壊などの問題行動が発生する背景を知る**
- **その状況を未然に防ぐために組織単位で話し合う**
- **いざ、その状況が起きた場合の支援方法も同様に話し合う**
- **実際にその場面に発展した場合は、安全の確保を最優先にする**

身体拘束をやむを得ず行う場合の手続き

アセスメント

お子様の危険な行動、問題行動の背景等について観察します。学校や自宅等別の場所での行動についても聞き取りししましょう。

カンファレンス

職員一人の考えで身体拘束はできません。必ずその必要性を複数で話し合ってください。（対等な議論がお子様の利益になる！）

保護者様と面談

身体拘束はお子様に苦痛を与える人権侵害になりかねない事を踏まえ、保護者の方とも実際の支援の必要性について話し合いを持ちます。

同意

身体拘束を緊急的に行う3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を保護者様とも取り決め、同意書を取り交わします。

身体拘束をやむを得ず行う場合の手続き

態様の 記録

身体拘束を行った場合は心身の苦痛を伴いその後のお子様の発育に影響を及ぼすことから直前・最中に関しても記録を取る必要があります。記録の内容は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければなりません。

検証

その後のお子様の様子や、身体拘束以外の方法での支援による効果等、継続的に話し合い記録に残します。

日常的な支援場面での課題把握

これってどうだろう？と思う支援、不安なことを書いてみましょう。



子ども側のリスク

危険な行動がある子どもたち

多動・衝動

道路の飛び出しや他クラスへの徘徊等、日常保育の中でも関わりの難しさを感じるケース。子どもの思いに反して行動制限を加える言葉かけや動きを制限するための身体補助が多くなりやすい。

他害

意思を伝える手段として発話によるコミュニケーションが未発達な子どもは、もどかしい気持ち、不安な気持ち、訴えを、噛みつき等の他害で表すことがある。

癇癢

切り替えができない、こだわりがある等により自分の気持ちの折り合いがつかないと長時間泣き止まない子や、大きな声で叫ぶ、泣く等が続けることがある。暴れる、逃げ出す等二次的な問題も起きやすい。

虐待リスク要因とは

保護者側のリスク

- ・ 妊娠そのものを受容することが困難（望まない妊娠、未成年者の妊娠等）
- ・ 子どもへの愛着形成が十分に行われていない
- ・ マタニティブルーや産後うつ等精神的に不安定な状況
- ・ 元来性格が攻撃的、衝動的
- ・ 医療に繋がっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
- ・ 被虐待経験 ・ 育児に対する不安やストレス

子ども側のリスク

- ・ 乳児期 ・ 未熟児 ・ 障害児 ・ 何らかの育てにくさを持っている子ども

養育環境のリスク

- ・ 未婚を含む単身家庭 ・ 内縁者や同居人がいる ・ 子連れの再婚家庭
- ・ 夫婦関係をはじめ、人間関係に問題を抱える家庭
- ・ 転居を繰り返す家庭 ・ 親族や地域社会から孤立した家庭
- ・ 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭
- ・ 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭
- ・ 定期的な健診等を受診しない家庭

何らかの育てにくさを
持っている子は
受ける側になりやすい

その子はなぜ「育てにくい」と思われるのだろう

生まれもった気質

アメリカの心理学者の研究によって人間は生まれながらに9つの気質を持ち合わせている事が明らかになっています。

- ①**活動性**（身体の動きがアクティブ、おとなしい、テンションが高い）
- ②**生理的な規則性**（睡眠、食事、排せつが規則的、或いは不規則）
- ③**新しい刺激に対する接近・回避の傾向**（ワクワク、びくびく）
- ④**順応性**（物事にどれだけ早く順応できるか）
- ⑤**反応の強さ**（喜怒哀楽の激しさ）
- ⑥**反応が出始めるレベル**（五感の鋭さ）
- ⑦**機嫌の良さ**（元々ベースにある気性）
- ⑧**行動の可変性**（粘り強さ）
- ⑨**注意の幅と持続性**（注意のそれやすさ）



自閉症の特徴とは

①社会的コミュニケーション及び相互関係における持続的障害

- ・ 社会的、情緒的な相互関係の障害
- ・ 他者との交流に用いられる非言語的コミュニケーションの障害
- ・ 年齢相応の対人関係の発達や維持の障害

②限定された反復する様式の行動、興味、活動

- ・ 常同的で反復的な運動動作や物体の使用、あるいは話し方
- ・ 同一性へのこだわり、日常動作への融通の効かない執着、言語・非言語上の儀式的な行動パターン
- ・ 集中度・焦点づけが異常に強くて限定的であり、固定された興味がある
- ・ 感覚入力に対する感受性あるいは鈍感性、あるいは感覚に関する環境に対する普通以上の関心。

自閉症の特徴とは

光や音、肌触り、匂い、不快な刺激が沢山あってつらい。

感じ取りすぎて疲れる。

これなら安心できる！と思っても「こだわり」と思われてしまう

言葉の通りに受け止めて行動してみたけど冗談が通じないと怒られた。

人の気持ちと自分の気持ちの境目が分からない。

相手によって振る舞いを変えられない為怒られる。

理解されない苦しみがベースにある

ADHDの背景にあるもの

注意力の障害

注意力の持続、選択、配分、転換等の偏りがあることで一つの部分に過集中や逆に散漫になる事があります。

報酬系機能の障害

報酬系機能とは、満足感、充足感を司る神経です。報酬を得るときは満足感を得られますが、報酬を待っている状態に時にモチベーションを保つことが難しくそれを補うための行動として他のものに気をそらしたり、多動や衝動性の高い行動が表れます。

実行機能の障害

必要な事に気づく力やそれを必要な段取りを洗い出し計画として組み立てる、集中を持続する力、切り替える力等物事を成し遂げる能力に偏りがあります。

これらの特性が環境との相互作用によって、困った行動として顕在化します。

環境アセスメント

ASD

相互関係の困難

やり取りが困難で、通じ合うという経験に繋がらない。

コミュニケーション

伝える方法が少ない、分からない。

感覚の特異性

ざわざわした空間が苦手、衣類、動くものへの不快感など
イライラや不快感の根源となるもの。

想像的活動の障害

心の理論の弱さ、新しい事への適応困難など。
自分が困った時に「どうすればよいか」を自分で考えて行動できない。

見通しへの不安

先々を見通せない不安。安心できるものへの執着。こだわり。



子どもの人権を 尊重する関わり

不適切保育とは

保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為

- ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴な関わり
- ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤ 差別的な関わり

“不適切保育”も禁止

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、

（中略）当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切な保育や施設内での虐待を禁止する旨の規定が置かれているが、保育所内の不適切な保育等の防止の取り組みや、保育所内で起こった不適切な保育等への保育所や自治体の対応について、現在、国から自治体等に対して統一的な考え方を示したものはない。

一方で、近年、保育所内における不適切な保育やそれに類する事例の報告・報道が相次いでなされており、自治体における実態把握の実施状況を確認するとともに、不適切な保育の未然防止策や発生時の適切な対応について検討する必要性が生じている。

不適切保育は “子どもの最善の利益” や“人権の尊重”の観点と 深く結びつくもの

不適切保育自体は、いかなる背景があったとしても肯定できるものではない



**時代とともに子どもに対する
最善の利益の保障という考えや
多様性を尊重する社会の流れから
より一層「人権」への意識が高まり
高度な配慮が必要になっている**



虐待としつけはどう違う？

虐待をする人は、多くの場合それが「しつけ」だとして虐待をしているという自覚がない事があります。同じく、される側の子ども自身も、自分がされていることが虐待だという認識を持てないことから、発覚や対処の遅れにつながりやすいといわれています。ですが、重要なのは本人の自覚は問わないということです。

虐待

大人が自分の言うことを聞かせるために暴力等を用いることで、「親が自分のために行うこと」

しつけ

子どもが自立していく上で必要なスキルやルールを教えるものでありあくまで「子ども」が主人公

これ「体罰」です

- 何度も言葉で注意したけどいうことを聞かないので頬を叩いた
- いたずらしたので長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった

令和2年2月厚生労働省 「体罰によらない子育て推進に関する検討会」 資料より

「体罰は、しつけ」「愛情あるからこそ」
「自分が子どものときは当たり前だったから」
「言って聞かせてわからないから叩くしかない」
「子どもが危険な状態だったからそれしか手段がなかった」



体罰によるしつけの禁止

児童虐待防止法

第14条（児童の人格の尊重等）

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

第25条（虐待等の禁止）

特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

体罰を用いない保育 そして子育て支援

保育者は、自ら体罰等子どもに精神的・身体的苦痛を
与える行為を行ってはならないのは勿論のこと
その上で、保護者が体罰を用いない子育てができるよう
子育ての後方支援を行う役割が求められています

虐待が子どもに与える影響

- 力による対人関係（支配・被支配関係の再現性）
- 自信の欠如（自尊感情の低下）
- 注意、多動の問題（ADHDに酷似した症状の表出）
- 集団生活への不適応
- 感情の抑制、抑圧
- 発達段階にそぐわない性的行動や他者を傷つける性的行動
- 希死念慮、自傷性（内在化障害）
- 反社会性逸脱行為、非行等（外在化障害）

「罰」による影響

障害児療育では発話による意思疎通ができない自閉症の子どもに有効な療育方法として**応用行動分析**（ABA）という学問を用いることがあります。ABAでは、好ましい行動には強化（褒める・認める）することで増加させ、好ましくない行動は弱化（ペナルティ、意図的な無視等）をすることで減少させていくという取り組みを行います。ただし、研究によって、この弱化によって得られる効果は一過性であるとわかっています。また、弱化を受けて行動を抑制されてきた子は、同じく弱化を手段として獲得します。また、その時は行動を抑制することができたとしてもエスカレートした別の問題行動として表れてくることが分かっています。



**子どもを抑え込もう
力でコントロールしよう、と
すればするほどに二次的な課題が
増えていきます**



子どもの権利

社会権

人間らしく
豊かに生存する権利

生存権

健康で文化的な
生活を営む権利

自由権

国家から制約や強制されず
自由に考え行動できる権利

すべての国民は、子どもが良い環境に生まれ、社会のあらゆる分野において子どもの年齢や発達の程度に応じてその意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとされ、子どもの最善の利益を具体化する要件として子どもの意見表明権が位置付けられています。

それはなぜ？

自分も他人も大切にする心を育てる

権利意識とは「**自分を大切にしたい**」と思う心の有り様で、言い換えると自尊感情とすることができます。この自尊感情を培うためには幼少期におけるアタッチメント関係を基盤に「大切にされている」といった思いを育むことが必要です。他人の人権や権利への認識はこうした「自分を大切にしたい」という意識の上に成り立つもの。つまり、自尊感情が他者を尊重する心を育むといえるのです。権利の侵害を受け、自尊感情を育むことが困難な子どもは結果的に他者への権利侵害をおかし、自己否定感を更に強化するという悪循環に陥る傾向にあります。

“子どもの意見を確かめる”

子どもの権利に関する条約では、

- ①生存・発達のために必要なものを与えられる権利
- ②有害なものから保護される権利
- ③自分に関わることに参画する権利

に分類することができますが、注目していただきたいのは、与えられ、保護されるといった受動的な権利だけでなく「自ら参画する」という子ども観に基づいた主体的、能動的な権利の保障が含まれているという部分です。大人による「子どものためを思って」という保護的な関わりに偏らず子ども自身から考えを聞く、教えてもらうという探り合いの過程こそがきわめて重要なのです。



暴力は暴力を呼びます
悲しい連鎖を断ち切るために
未来を生きる子どもたちが
現在をよりよく過ごし
自分も他者をも大切にできる
豊かな心を育てることが
先に大人になったものの努め



支援者である前に
子どもの権利を守るのは
大人としての社会的責任

療育はそこに加わる専門性

子どもを殴ることと愛情を込めてたたくことには大きな違いがあります。体罰の禁止はやりすぎではないですか？

「愛情を込めてたたく」より、殴る方が子どもの受ける身体的な痛みは大きいのかもれません (p.8「体罰は子どもを本当に傷つけるのでしょうか？」参照)。しかし、程度の違いはあってもどちらも暴力であり、子どもの尊厳や身体的不可侵性を侵害するものであることに変わりはありません。私たちの社会は、高齢者への暴力に対する議論において、その程度を問うことはありません。ではなぜ、子どもへの暴力については、程度の議論が生じるのでしょうか？また、人を愛することと痛めつけることを結びつけようとすることは明らかに危険です。「愛情を込めてたたく」の議論は、子どもに対する暴力に関する議論の中で、最も大きな矛盾を生むものです。このように、一見すると、子どもへの悪影響が緩和されたかのような表現を使うことは、子どもの権利を侵害する暴力行為を包み隠してしまうのです。

一方、「軽くたたくことと虐待は大きく異なる」と主張する人がいます。「愛情」があるか否かでなく、暴力の程度が問題であるという主張です。しかし、大人が暴力の程度を正確にコントロールすることができるという前提に立つこの主張は、既に反証されています。研究によって、通常、意図していたよりも強い力が使われており⁷、その力は次第に強まるということが立証されています⁸。そして、繰り返しになりますが、たたく力の程度の問題ではなく、行為自体が、尊重されるべき子どもの権利の一つである、身体的不可侵性を侵害していることを忘れてはいけません。

7. Kirwaun, S. & Bassett, C. (2008), Presentation to NSPCC: Physical punishment, British Market Research Bureau/National Society for the Prevention of Cruelty to Children

8. Shergill, S. S. et al (2003), "Two eyes for an eye: The neuroscience of force escalation", Science, vol. 301, 11 July 2003, p. 187

「愛情を込めてたたく」より、殴る方が子どもの受ける身体的な痛みは大きいのかもれません。しかし、程度の違いはあってもどちらも暴力であり、子どもの尊厳や身体的不可侵性を侵害するものであることに変わりはありません。私たちの社会は、高齢者への暴力に対する議論において、その程度を問うことはありません。ではなぜ、子どもへの暴力については、程度の議論が生じるのでしょうか？また、人を愛することと痛めつけることを結びつけようとすることは明らかに危険です。「愛情を込めてたたく」の議論は、子どもに対する暴力に関する議論の中で、最も大きな矛盾を生むものです。このように、一見すると、子どもへの悪影響が緩和されたかのような表現を使うことは、子どもの権利を侵害する暴力行為を包み隠してしまうのです。一方、「軽くたたくことと虐待は大きく異なる」と主張する人がいます。「愛情」があるか否かでなく、暴力の程度が問題であるという主張です。しかし、大人が暴力の程度を正確にコントロールすることができるという前提に立つこの主張は、既に反証されています。研究によって、通常、意図していたよりも強い力が使われており、その力は次第に強まるということが立証されています。そして、繰り返しになりますが、たたく力の程度の問題ではなく、行為自体が、尊重されるべき子どもの権利の一つである、身体的不可侵性を侵害していることを忘れてはいけません。

セーブザチルドレン 「子どもに対するあらゆる体罰を禁止するために」より

子どもの意見を確かめるについて

普段、意識していることがあったら教えてください。